

資料第 1 号 補足資料

【用途地域】

工場や住宅など環境条件が異なる建築物の用途の混在を防ぎ、地域ごとに強調する用途の建築物で環境形成することを目的とした地域地区のこと。

【地区計画】

都市計画とは対を為すものであり、まち全体の計画を”都市計画”、一定の狭い範囲で定めるものを”地区計画”という。それぞれの地区の特性に応じて一体的に良好な環境を整備・開発・保全することを目的とする。

【防火地域・準防火地域】

大規模な商業施設や密集市街地など、火災の発生によりその被害が大惨事に繋がりがねない地域において指定される区域。

防火地域は「建築物をほぼ完全に不燃化する」ことを目的とする地域。

準防火地域は「市街地全体の防火性能を高め、火災の延焼を防ぐ」ことを目的とする地域。